

# 市消防団こここにあり



▲市民が見守る中、八幡平市消防団の心意気を示し、威風堂々と分列行進する団員たち

## 初の消防演習で心意気示す

八幡平市が誕生して初の消防演習は6月25日、松尾総合運動公園多目的運動場を主会場に行われました。

統監の田村正彦市長が見守る中、市消防団(渡辺東六団長の団員と、市婦人消防協力隊(高橋ナヲ隊長の隊員合わせて670人が出動。演習では、規律訓練やラッパ吹奏訓練など、日ごろ鍛えた成果を披露しました。圧巻は、消防車両56台による放水訓練。操作

員が一齐放水し、大きなアーチを描きました。

このほか、松尾地区保育所の園児による幼年消防クラブのかわいらしい演技や、ミニ消防ポンプ操法なども行われ、演習に華を添えました。

市消防団初の演習では、団員と隊員が団結と心意気を示し、講評官の藤村裕蔵盛岡地区広域行政事務組合消防本部消防長から「極めて優秀」と最高の評価を受けています。



消防車両56台がスリと並び、一斉に放水した放水訓練



機械器具などを観閲する統監の田村正彦市長(写真左)



浅沢少年消防クラブ員と安代地区婦人消防協力隊員が初期消火訓練を行いました



松野保育所女の子5人がミニポンプ操法を披露しました

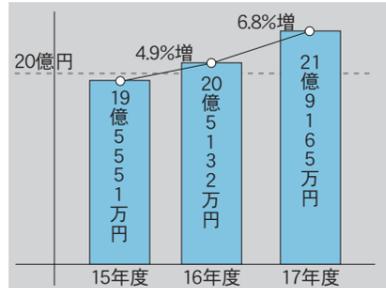
## 【国民健康保険税】 税率と課税限度額が改定になります

### 国民健康保険の現況

市が運営している国民健康保険には、市民の44・6割に当たる1万4028人、全世帯の61・7割に当たります。

国民健康保険は、職場の健康保険や共済組合など、ほかの健康保険に加入していない農業者や自営業者、無職の人などを対象とした健康保険です。誰でもいづれかの保険に加入しなければならぬ国民皆保険制度の一翼を担い、基盤的役割

【グラフ1】 年間保険給付費と伸び率



を果たしています。一方、医療費や介護保険にかかる介護納付金が年々増加傾向にあり、本市をはじめ全国的に国民健康保険の財政運営は、非常に厳しい状況です。

### 年々増加する医療費

八幡平市国民健康保険特別会計(合併前は旧3町村合計)の年間保険給付費(医療費の保険者負担分、出産育児一時金、葬祭費)は、グラフ1(左上)のとおり年々増加しています。

### 国保の税率など改定

市は、国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険税の税率と課税限度額を表1から表2のとおり改定しました。

### 所得割には軽減措置

公的年金等控除の見直しや高齢者控除の廃止に伴う国民健康保険税の負担増に配慮するため、平成17年1月1日において65歳に達し

ていた人で、17年度の個人住民税の算定に当たり、公的年金控除または高齢者控除の適用があった人については、所得割の算定基礎から次の金額を控除します。また、公的年金等控除の適

用があった人の軽減判定についても、軽減基準所得から次の金額を控除します。

■所得割額の算定基礎からの控除額

▼18年度 13万円

▼19年度 7万円

【表1】 17年度国民健康保険税率と課税限度額

改定前	医療分				介護分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
旧町村名								
旧西根町	7.0%	35.0%	25,200円	30,000円	0.9%	7.0%	6,000円	5,000円
旧松尾村	7.0%	35.0%	22,000円	26,000円	0.8%	6.0%	5,000円	4,000円
旧安代町	7.8%	35.0%	25,000円	30,000円	0.9%	7.0%	6,000円	5,000円
課税限度額	530,000円				80,000円			

【表2】 18年度国民健康保険税率と課税限度額

改定後	医療分				介護分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
旧町村名								
旧西根町	7.0%	35.0%	25,200円	30,000円	1.14%	7.0%	6,400円	5,600円
旧松尾村	7.8%	35.0%	24,000円	27,600円	1.14%	7.0%	6,400円	5,600円
旧安代町	7.8%	35.0%	25,000円	30,000円	1.14%	7.0%	6,400円	5,600円
課税限度額	530,000円				90,000円			

【注】 今回改定した部分を色表示しています。

### 19年度以降の税率は

市は、合併による急激な税負担の緩和を図るため、旧町村単位で不均一課税とし、合併後3年以内(20年度をめぐりに国民健康保険の税率を統一していく方針です。

19年度以降の税率は、今後の医療費、介護納付金の推移、国・県の負担金や補助金、所得の動向などを勘案し、決められていくこととなります。

今後とも市民の皆さんが健康で安心して暮らせるよう国民健康保険事業の健全な運営に努めていきますので、国民健康保険税の納税に対し、ご理解とご協力をお願いいたします。

国民健康保険税について詳しくは、市企画総務部税務課課税係(76-2111、内線1248)、または市生活福祉部市民健康課国保係(76-2111、内線1142)まで。